

輪島市監査公表第33号

輪島市長より、平成24年2月15日付発輪監査第262号の監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成24年11月12日

輪島市監査委員 湊

良作



輪島市監査委員 中山

勝





発学第597号

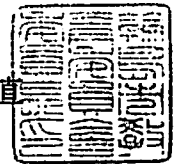
平成24年10月26日

輪島市監査委員 湊 良作 様

輪島市監査委員 中山 勝 様

輪島市教育委員会

委員長 小橋 明直



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

学校教育課

監査執行年月日

平成24年 2月 2日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①給食備品の管理について</p> <p>共同調理場の備品管理については、県様式により行なわれているが、実際には記載対象外の備品を多数所有しており、その分については台帳整備が行なわれていないようである。また、現況では毎年基準日現在の保有数、廃棄数の推移しか分からず、購入日、廃棄日、購入価格等が不明となっている。新年度から共同調理場は民間業者委託による管理へ体制が変わることを考えると、貸与する備品の内容を明確にしておく必要があると思われるので、市財務規則に基づいた備品管理の徹底をお願いしたい。</p> <p>給食配送を受けている学校の関係備品も同様とする。</p>	<p>民間委託にあたり、備品台帳記載対象外の食器・調理器具等の消耗品を含めた備品の確認及び台帳整備を行い、貸与備品の明確化を図ったところである。備品台帳記載が必要な備品については、一部取得年月日等が確認不能の古い物もあるが、再確認を行い確認できた事項については台帳記載をした。今後は台帳整備の徹底に努めると共に、市財務規則のとおり取扱管理を徹底するように共同調理場及び各学校に指示した。</p>	<p>措置済</p>